

利用規約

フィットネスジム 仁愛メディフィット（以下、「本クラブ」といいます。）のご利用に際し、下記に定める事項を厳守されますようお願い申し上げます。

第1条（運営者）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続を含む）は、株式会社J-NEXTが行うものとします。

第2条（入会資格）

本クラブに入会できる方は、下記の各号のいずれにも該当せず、かつ、本クラブの趣旨に賛同のうえ本規約の遵守を承諾いただいた方とします。なお、本クラブの施設は、本クラブの会員でなければ使用できません。

- ① 医師に運動を禁じられている方
- ② 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方
- ③ 暴力団員、反社会的勢力に属する方
- ④ 他の会員に迷惑をかける行為があると認められる方
- ⑤ 未成年者（15歳未満）の方
- ⑥ 本利用規約を遵守いただけない方
- ⑦ その他本クラブが不相当と認める方

2. 入会后、前項のいずれかに該当する事由が認められることが判明した場合又は入会后に前項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時点で退会していただくものとします。

第3条（入会手続）

本クラブに入会する方は、所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、別に定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

2. 前項に定める会費・入会諸費用に関しては、一旦納入された場合には返還されません。

第4条（入会金）

会員は、本クラブが別に定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払うものとします。

2. 前項に定める入会金は、本クラブに入会いただくための費用であり、一旦納入された入会金は返還いたしません。ただし、法令で定められたクーリングオフが適用される場合を除きません。

第5条（変更手続）

会員は、入会に際して、本クラブ又は株式会社J-NEXTに申告し又は提供する情報が正確なものであることを保証し、不正確であったことにより会員が被る損害について、本クラブ及び株式会社J-NEXTは一切の責任を負わないものとします。

2. 会員は、入会に際して申告し又は提供した情報に変更が生じたときは、速やかに変更手続を行ってください。

第6条（休会・退会手続）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに、本クラブに所定の休会届または退会届を提出することにより、翌月から休会または退会することができます。電話等での退会は受け付けませんので、退会される場合は本クラブの窓口にてお手続きください。

第7条（禁止事項）

会員は、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- ① スタッフや他の会員などに対して暴行・脅迫する行為
- ② 本クラブの施設・物品等を損壊する行為
- ③ 本クラブ又は他の会員の物品等を窃取する行為
- ④ 本クラブ内で了承を得ることなくスタッフ又は他の会員の撮影を行う行為
- ⑤ スタッフ又は他の会員を待ち伏せ、連絡先の交換を要求する等の迷惑行為
- ⑥ 刃物や爆発物等の危険物を持ち込む行為
- ⑦ 大声や奇声を上げる等のモラルに反する行為
- ⑧ 本クラブ内での飲酒又は喫煙行為
- ⑨ 本クラブ内での営業行為又は勧誘行為
- ⑩ 運動をするのに不適切な服装（風紀を乱す服装など）を着用する行為

第8条（入場の制限及び退場）

次の各号のいずれかに該当する会員の入場を制限し又は退場を命ずることができるものとします。

- ① 第2条に定める入会資格を欠く者
- ② 前条に定める禁止事項に違反する者
- ③ 伝染病に罹患し又は罹患していることが疑われる者
- ④ 会費等の滞納がある者
- ⑤ 本利用規約に違反する者
- ⑥ その他入場を制限し又は退場を命じることが相当と認められる者

2. 前項により会員が損害を被った場合でも、本クラブ及び株式会社 J-NEXT は、その損害を賠償する義務を負わないものとします。

第9条（会員たる地位の譲渡の禁止）

本クラブの会員としての地位は、会員自身に一身専属的に帰属するものであり、第三者に譲渡し、質入れし又は貸与することはできません。

第10条（会員資格の喪失）

本クラブの会員は、次の事由のいずれかに該当する場合、その地位を喪失するものとします。

- ① 退会
- ② 退会処分

2. 会員の地位を喪失した者は、喪失した日から、本クラブを利用することはできません。

第11条（退会処分）

第2条第1項各号又は第7条各号のいずれかに該当する事由が認められた場合、当該会員を退会処分とします。

第12条（責任範囲）

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員自身の不注意による事故については責任を負いません。ただし、本クラブの管理につき重過失が認められる場合を除きます。

第13条（休業日・閉鎖）

本クラブは、別に定める通り休業日を定めることができます。

2. 次の各号のいずれにかに該当する場合、施設の全部または一部を閉鎖することができます。

- ① 天変地異、気象災害、地震又はその他不可抗力により店舗の運営が困難であるとき
- ② 前号に定める事象が発生するおそれがあるとき
- ③ 施設の修繕、整備又は点検を要するとき
- ④ 施設を増築若しくは改築するとき
- ⑤ その他営業を行うことが困難若しくは不可能な事由が生じたとき

3. 店舗の閉鎖を行うときは、原則として、その一週間前までに告知するものとします。

第14条（規約改定）

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第15条（施行日）

本規約は2025年6月1日より施行します。